

料金に対してのQ&A

Q1 要介護度とは何ですか？

A 介護の必要量によって分類される区分です。

Q2 食事代や居住費が段階別になっていますが、何の段階ですか？

A 世帯の所得の段階です。

利用者負担段階	対象者
第1段階	・住民税世帯非課税で老齢福祉年金を受けている人 ・生活保護を受給している人
第2段階	・住民税世帯非課税で、合計所得金額と課税年金収入の合計額が80万円以下の人
第3段階	・住民税世帯非課税で、第2段階に該当しない人 ・住民税課税者がある高齢者世帯で、特例減額措置を受けている人
第4段階	・同じ世帯内に住民税課税者があるが、本人は住民税非課税の人 ・住民税を課税されている人

Q3 栄養ケアマネジメント加算と個別機能訓練加算とは何ですか？

A 栄養ケアマネジメントは、入所者の栄養状態を施設入所時に把握し、専門職員が共同して、入所者ごとの摂食機能を考慮した栄養ケア計画を作成し、それに従い栄養管理を行うことで入所者全員が対象となってきます。

個別機能訓練とは入所者ごとに個別機能訓練計画を作成し、計画に基づき、計画的に機能訓練を行うことです。

Q4 要介護3の方で1ヶ月当たりの料金はいくらになりますか？

A {780円(介護福祉施設サービス費)+1380円(食事代)+320円(居住費)+12円(栄養ケアマネジメント加算)+12円(個別機能訓練加算)+12円(管理栄養士加算)}×30日=75,480円

* 料金は第4段階で多床室の場合での合計になります。

* 多床室は2人、4人部屋となります。

* 療養食加算とは、糖尿病の方で医師より食事制限が出ている糖尿病食と、ヘモグロビンの値が10g以下の方の貧血食とが該当となります。

特 養

全体行事



ろまんちっく村へお出かけ…



大正琴の演奏会

ダイヤリー
in
さくら苑